

# 市税などの納付には 口座振替のご利用を

市税などの口座振替制度は、指定した金融機関などの口座から納期限の日に自動的に期別分を引き落とす制度です。金融機関などに納付に行く手間が省け、納め忘れがなくなるなどの利点があります。ぜひご利用ください。

## 利用できる市税など

市民税・都民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（所有するすべての車両が対象）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、利用できる金融機関など

## 利用できる預金種目

普通預金、当座預金、納税準備預金（後期高齢者医療保険料は利用できません）。

## 申し込み方法

市内の金融機関などで手続きができます。預貯金通帳、通帳届け出印、納税通知書を持参してください。また、保険年金課（市役所1階）、課税課・納税課（いずれも2階）などで配布している「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、納期が到来する月の前月末までに、納税課宛てに郵送してください。市が手続きを代行します。

7729へご連絡ください。※30年度の口座振替は、1期分から開始できない場合もありますので、詳しくは同僚へ問い合わせてください。

## 振り替え済みの確認

口座振替後の「振替済通知書」は送付しません。預貯金通帳を記帳し、振り替え済みであることを確認してください。

軽自動車税は、口座振替した方に6月中旬に一括して「口座振替済通知書」を送付します。

※市税の申告などで証明が必要な場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付額証明書を発行します。

## 30年度における固定資産税・都市計画税のありまし

### 固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、税率は1・4%です。

### 土地の価格・税負担

土地の価格は原則として、3年ごとに価格の見直し（評価替え）を行う制度が取られています。30年度は、評価替えの年に当たするため、29年1月1日を価格調査基準日とした地価調査を実施し、30年度の価格を算出しました。

### 家屋の評価・税負担

30年度は家屋の評価替えの年度に当たするため、新しい評価基準によって新増築分家屋の評価を行いました。また、在来分家屋もこの基準によって見直しを行い、建築時から年数の経過に応じた減価率を反映して、30年度の評価額を算出しました。ただし、算出した新評価額が前年度を上回った場合は、前年度の評価額に据え置き、下回った場合は算出された新評価額となり

### 土地の価格が一定水準以上の土地は税負担が据え置かれたり引き上げられたりする一方

有員は変更せず共有持ち分のみ変更した場合は、口座振替の登録が継続されますので、新たに手続きをする必要はありません。国民健康保険税は世帯主に課税されているため、世帯員の加入状況に変更があった場合でも、世帯主が変わらない限り、口座振替は継続されます。

### 詳細は市ホームページをご覧ください。

替の手続き（ページ）口座振替受付サービス）ができます。【手続きに必要なもの】①口座振替しようとする口座のキャッシュカード②キャッシュカードの暗証番号③本人確認ができるもの（運転免許証、保険証など）※預貯金通帳の届け出印は不要です。

【対象金融機関】みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、東和銀行、きらぼし銀行、ゆうちょ銀行、西京信用金庫、西武信用金庫、青梅信用金庫、多摩信用金庫、詳しくは納税課管理係 ☎470・7729へ。

【新築住宅の軽減適用終了について】次の期間に新築され、固定資産税の新築軽減が適用されていた家屋は、29年度で軽減の適用が終了となり、本来の税額に戻ります。

【対象家屋】①26年1月2日～27年1月1日に建築された一般住宅（次の②以外の家屋）②24年1月2日～25年1月1日に建築された3階建て以上の中高層耐火住宅など

これを仮徴収といいます。30年度の年間保険料額は、7月中旬に発送予定の「介護保険料決定通知書兼納入通知書」でお知らせします。年間保険料決定後は、仮徴収額との差額分を、10月・12月・翌年2月に納めていただきます。

## 特別徴収（年金天引き）の方へ 介護保険料・仮徴収のご案内

介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、年に6回、偶数月に行われます。しかし、年間の保険料額は、市民税・都民税（住民税）の課税内容などに基づき算定されるため、前年の所得が確定する7月にならなければ決まりません。

そのため、4月・6月・8月に特別徴収で納めていた場合、2月に納めていた額と同額を、仮の保険料として納めていただくこととなります。

## 「施策成果等アンケート調査」を実施いたします

市では、市が実施しているさまざまな行政サービスに関する成果や実績などを把握するため、「施策成果等アンケート調査」を実施しています。調査は市内在住の18歳以上の方の中から無作為に2000人を抽出し、郵送で調査票を送付しています。

調査票が届いた方は、ご協力をお願いします。調査結果は市ホームページなどで公表します。詳しくは行政管理課 ☎470・8031へ。

## ひとり親家庭ホームヘルプ サービス事業のご案内

市では、日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭を対象に、児童の見守りや食事の世話などをお手伝いするホームヘルパーを派遣する事業を実施しています。

【派遣対象】市内に居住し、次の①～⑦のいずれかに該当するため、家事・育児などの日常生活に支障があるひとり親家庭

①ひとり親家庭になつて2年以内の場合  
②技能習得のため、職業能力開発センターなどに通学している場合  
③就職活動など自立促進に必要と認められる場合  
④疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・学校行事の参加など、一時的に支援が必要の場合  
⑤未就学児を養育している、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなるなどの場合（所定内労働時間の就業を除く）  
⑥小学校3年生以下の児童の保護者が、就業の事情により支援を必要とし、前記①～⑦に該当しない場合  
詳しくは児童青少年課助成支援係 ☎470・7736へ。

## 休日・夜間納税相談窓口を 開設します

### 開設します

休日と夜間に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

### ▼夜間納税相談窓口

4月21日（土）・22日（日）のいずれも午前9時～午後4時

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

【日時】休日納税相談窓口

7730へ。詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

